各　位　　令和７年２月吉日

「県下金融機関における相続手続きの共通化」について

当金庫では、お客さまの利便性の向上を図るため、預金等の相続手続きに関する取扱いについて、株式会社伊予銀行、株式会社愛媛銀行が令和６年４月より実施しております「預金等の相続手続きに関する共通化」に参加し、県下金融機関における相続手続共通化を開始いたしますので下記のとおりお知らせいたします。

今後もお客さま本位の業務運営に取組み、より一層のサービス向上に努めてまいります。

記

1.共通化の目的

高齢化社会を迎え、預金等の相続も増加傾向にあるなか、相続手続きは金融機関ごとに必要な書類が異なるなど、お客さまのご負担が生じておりました。

この度、お客さまの利便性の向上とご負担の軽減、スムーズな相続手続きの実現を図るため記載内容やご提出いただく書類を共通化することと致します。

2.共通化の概要

（1）相続手続依頼書の様式・記入方法の共通化
（2）ご提出いただく確認書類の共通化
（3）相続手続きの簡素化基準の共通化

3.取扱開始日

令和７年３月３日（月）

※本件は、相続手続きを共同で実施するものではないため、必要書類の提出等は金融機関毎に必要となります。また、各金融機関において一部相違する取扱いもあります。

川之江信用金庫